

第5回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月12日(金) 午後2時から午後3時

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(12人)

会	長	14番	前川正人										
委	員	1番	丹野義基	2番	佐畑幸一								
		3番	伊東登	5番	唯野哲夫								
		6番	坂本雄司	7番	後藤義昭								
		8番	三國実加	9番	小島良金								
		10番	佐藤雄一	11番	武島竜太								
		12番	中和田吉彦	13番	目黒正一								

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 志賀謙寿

事務局次長兼農業振興係長 渡部賢治

事務局農地係長 佐々木国秀

事務局主査 大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和3年度第8号農用地利用集積計画について

議案第7号 令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

議案第8号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

議案第9号 相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
の改定（案）について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第5回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第5回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 事務局。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。10月12日、火曜日、第4回総会終了後、農業振興委員会を開催し、相馬市農業委員会としての、農地等利用最適化推進施策に関する意見書について協議を行いました。10月21日、木曜日、福島市杉妻会館で、令和3年度福島県各種功労者知事表彰式が行われ、元農業委員会会長を務めた鈴木守氏が、農業功労者として表彰を授与されました。10月22日、金曜日、相馬市農地利用最適化推進会議を開催、相馬市農業委員会としての、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、農地利用最適化推進委員の皆様から、ご意見を徴取いたしました。10月29日、金曜日、第5回総会に係る議案を、郵送で配布させていただいております。11月5日、金曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。11月11日、木曜日、福島市のパルセいいざかで、福島県下農業委員会大会が開催され、会長、目黒職務代理人、佐藤振興委員長、丹野振興副委員長、後藤だより編集委員長、私が出席してまいりました。大会では、相馬市農業委員会として、全国農業新聞普及優良農業委員会表彰、努力賞を受賞、農業委員会情報紙コンクールで、相馬市農業委員会だより第63号が福島県農業会議会長賞、優良賞を受賞してまいりました。なお、表彰状等は、後方に掲示しておりますので、後ほどご覧ください。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。8番三國実加

委員、9番小島良金委員、ご兩名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(2)農地転用許可に係る工事完了報告について、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(4)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、1件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用の許可を受けた事業については、工事の進捗状況の報告を、許可後3ヶ月後、その後は1年ごとの間、工事が完了するまで定期的に農業委員会へ提出することが、許可の条件の一つとされています。

また、提出された工事の進捗状況、完了報告については、現地調査を行い、計画どおり工事が行われているかどうか、確認を行っております。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(2)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、5件の報告を受理いたしました。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は6件の届出を受理いたしました。こちらは、相続等により、農地を取得した際には、農業委員会へ届出をしなければならないとされており、また、農地を取得後、耕作者へのあつせんを農業委員会へ希望するかどうか併せて確認しているものです。今回の届出については、相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあつせんの希望等はございません。

続いて、(4)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は3件の通知がございました。こちらは、農業経営

基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、いずれも耕作者変更のためとなっております。報告は、以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員願います。

5 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。去る11月4日に、推進委員と2人で、申請人宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

また、去る11月5日は、1番委員、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(贈与)になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号、第3号は、議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号についてであります。譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回

答をいただいております。以上です。

議 長 次、番号2番について、担当委員挙手願います。13番目黒正一委員お願いします。

13番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2番案件についてご報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る11月3日に、地区担当の推進委員とともに、申請人宅を訪問して、聞き取り調査、現地を確認してまいりました。

また、11月5日には、1番委員、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査、現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号であります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号につきましては、議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、聞き取り調査、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上でございます。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求め
ます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務
局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地等につきましては、議案書に
記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅、駐車場用
地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定
しております。権利の移転、設定の内容は、使用貸借権の設定(2
0年間)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、
議案書記載のとおりでございます。添付書類として、地元水利組合
の排水同意書を添付いただいております。書類審査の結果は、各項
目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載の
とおりでございます。権利の取得者が、店舗、作業所、通路、駐車
場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から令和4年
6月末までを予定しております。権利の移転、設定の内容は、賃借
権の設定(20年間)になります。転用許可基準第3号の転用事業
の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等
の処分につきましては、道路法第24条事前協議済みであり、承認
見込みとなっております。⑥併用地の有無については、併用地とし

て山林、雑種地があり、申請地と併せて賃借予定となっております。また、添付書類として、地元水利組合の排水同意書を添付いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路法第24条事前協議済みであり、承認見込みとなっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番から2番について、担当委員挙手願います。1番丹野義基委員願います。

1番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件から2番案件について報告いたします。去る11月5日に、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、調査結果を報告いたします。

最初に1番案件について、申請人の住所、氏名、そして申請地の所在や、転用後の用途等は、議案書記載のとおりです。転用後の用途は、自己住宅、駐車場用地で、権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（20年間）になっております。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小規模の農地の区域内にある、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。次に、許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難と判断いたしました。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、2番案件について報告します。申請人の住所、氏名、そして申請地の所在や、転用後の用途等は、議案書記載のとおりです。転用後の用途は、店舗、作業所、通路、駐車場用地で、権利の移転設定の内容は、賃借権の設定（20年間）になっております。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、雑種地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小規模の農地の区域内にある、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。次に、許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難と判断いたしました。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、敷地全面をアスファルト舗装し、土砂の流出を防止する等、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 次に、案件3番について、担当委員举手願います。2番佐畑幸一委員をお願いします。

2番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、3番案件について報告いたします。去る11月5日、1番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、現地調査を行いましたので、結果をご報告いたします。

申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が約50メートル以内の間隔で、概ね50軒の家屋等に囲まれた区域内にある農地で、第3種農地の市街地内農地の要件に該当し、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請につ
いてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。
担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員お願いします。

2 番 議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請について、1
番案件、2番案件について報告いたします。去る、11月5日に1
番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地
調査を行いましたので、結果を報告します。

まず、1番案件について、申請地の現況は、転用許可条件のお
り、大型商業施設が建設されておりました。したがって、許可の条
件を履行したと判断できますので、証明書を交付することが適当
であると判断いたしました。

続いて、2番案件について、申請地の現況は、転用許可条件のお
り、駐車場として利用されておりました。したがって、許可の条
件を履行したと判断できますので、証明書を交付することが適当
であると判断いたしました。以上、報告を終わります。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

議 長 次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番から番号3番について、担当委員挙手願います。3番伊東登委員お願いします。

3 番 議案第4号現況確認証明申請について、番号1番から番号3番までをご報告いたします。去る11月5日、1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査により確認してまいりました。結果を代表してご報告いたします。

番号1番について、枝番1から枝番5まで、申請地目のとおり、原野と判断いたしました。

番号2番についても、原野化しており、農地への復元は困難と判断し、申請地目のとおり原野と判断いたしました。

番号3番は、申請地目はすべて原野とありますが、枝番1から枝番11までを原野、枝番12から枝番18までを山林と判断しました。以上です。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請については、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号5番までの5件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審議いただくにあたり、非農地判断の基本的な流れについてご説明いたします。お手元に配布しております、右上に参考資料と赤字で書かれた資料の裏面をご覧ください。

こちらは、農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを

図解で示したものになります。毎年、農業委員会で実施している農地の利用状況調査にて、農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者に対し、非農地判断を行う旨の事前通知を行っています。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。総会で「非農地」と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。「農地」と判断された土地については、特に所有者への通知は行わず、引き続き、農地として適切な管理をお願いしてまいります。以上が、非農地判断における手続きの流れになります。

資料の表面につきましては、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しています。この後の調査担当委員からの報告と併せて、参照していただければと思います。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番伊東登委員お願いします。

3 番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る11月5日に、1番委員、2番委員、事務局2名とともに、現地を調査した結果を代表してご報告いたします。

番号1番から5番まで、すべて非農地で、番号2番を原野、1番並びに3番から5番は、山林と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号令和3年度第8号農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和3年度第8号農用地利用集積計画について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。番号1番から8番までにつきましては、利用権の再設定、番号9番から番号16番までにつきましては、新規の利用権設定になります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号令和 3 年度第 8 号農
用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第 7 号令和 3 年度農地中間管理事業の農用地利用配
分計画についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局。

事務局 議案第 7 号令和 3 年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画
について、事務局よりご説明いたします。こちらは、これまで既に
農地中間管理機構による借り入れ、転貸による利用権設定がなさ
れておりましたが、耕作者が変更になる事により、農地所有者と農
地中間管理機構との契約はそのままに、即ち、集積計画は変更する
ことなく、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積・
配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第 6 号とは別に提
案させていただいております。農業経営基盤強化促進法第 18 条
第 3 項の規定による要件は、すべて満たしております。以上でござ
います。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号令和 3 年度農地中間
管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決せ
られました。

次に、議案第 8 号農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)
についてを議題といたします。農業振興委員会委員長より説明を
願います。佐藤雄一委員長お願いします。

農業振興
委員長 それでは、議案第8号農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)についてご説明いたします。先月の総会終了後に、農業振興委員会を開催し、農業委員会としての意見書(案)を取りまとめましたので、議案書の28ページから31ページをご覧いただきたいと思います。農業を取り巻く状況が一層厳しさを増す中、意見書の項目として、1 耕作放棄地の発生防止・解消策について、2 有害鳥獣対策の強化について、3 担い手の育成・支援について、4 農業生産基盤の整備について、5 スマート農業の推進について、以上の5項目を市長に提出する意見書(案)としてまとめさせていただきました。なお、字句等の整理は、事務局にお願いしましたので、詳細については、事務局より補足説明をお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 それでは、議案第8号農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)について、補足説明いたします。農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまから提出していただいたご意見を踏まえ、市の施策にぜひ取り入れて欲しい、喫緊の課題について、農業振興委員会で協議し、意見書(案)として取りまとめさせていただきました。

委員からいただいた意見を全部市に提出するという事ではなく、いくつか絞って、農業委員会として市に対して意見書を出すというものになります。

意見書の項目につきましては、農業振興委員会委員長報告のとおり、大きく5項目となります。

なお、ある委員の方から緑の食料システム戦略の実現についてのご意見をいただきました。こちらの戦略は、国が本年5月に策定しまして、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現を目指すもので、2050年までに農林水産業におけるCO₂ゼロエミッションを目指すとか、化学農薬を50パーセント減らすとか、化学肥料の30パーセント低減、有機農業面積割合を25パーセントに拡大等々、そういった目標に向かって様々な取り組みを行うという戦略でございます。

市の担当課にも問い合わせてみたのですが、国から戦略は示さ

れたものの、具体的な補助メニューや市の取り組みについても示されておらず、国県の動向を注視している段階であるとのことで、振興委員会の中でも、動向を見守るということで、今回の項目には盛り込まないこととしました。

それでは、意見書の項目を朗読いたしますので、議案書の29ページをご覧くださいと思います。

項目1、耕作放棄地の発生防止・解消策について、高齢により耕作（管理）ができなくなったが、農地の条件が悪く、借り手が見つからないケースや、農地を相続した方が地元に住んでいない、いわゆる不在地主が増加しており、耕作放棄地の発生につながっています。農業委員会では、農地パトロール等により、耕作放棄地の発生防止、解消に努めていますが、耕作放棄地が解消される一方で、新たな耕作放棄地が発生しており、これまで以上に、関係機関と連携した対応が必要な状況にあります。耕作放棄地の増加は、病害虫の発生を助長させ、有害鳥獣の巣窟となるなど、周辺農地への影響が懸念され、実効性のある発生防止・解消策が求められています。①農地の適正管理に対するPR策について、農業委員会では農地パトロール等を行い、耕作放棄地の発生防止、解消に努めていますが、市においても、耕作放棄地の発生防止、解消に向けて、農地の適正管理に対するPR策を講じる等、農業委員会と一体となった取り組みをお願いしたい。②耕作放棄地解消に対する支援策について、耕作放棄地解消策として、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落で解消に取り組んでいる地域もありますが、補助対象地域が限定されるため、市内全域を対象に、地域で草刈りや耕うん作業等を実施する際の燃料代助成や、景観作物等を植える際の種子代や肥料代助成等、市独自の支援策を検討していただきたい。

続いて項目2、有害鳥獣対策の強化について、有害鳥獣の農作物への被害対策について、市においては、これまで電気柵に対する助成や、箱ワナの貸与、箱ワナへのセンサー取付け、GPSを利用したドッグナビによる巻き狩り等の被害防止対策を講じてきているところではありますが、イノシシ等の生息数の減少には至っておらず、生息域は市内全域に拡大し、農業経営に著しい支障をきたしています。個体数を減らすための根本的な対策が求められています。①有害鳥獣捕獲体制の強化について、イノシシ等の捕獲数を増やし、個体数を減らすためには、捕獲用箱ワナの貸与数（設置数）を増やすほか、狩猟免許取得者を増やし、捕獲体制を強化する必要が

あります。狩猟免許取得のための講習会の開催や、免許取得費用の助成、猟銃購入費の助成等、捕獲体制の強化を図っていただきたい。②電気柵助成からワイヤーメッシュ（金網）柵助成への転換について、電気柵は、比較的安価に設置できますが、草刈りを頻繁に行う必要があるほか、設置していない農地へ被害が移るだけで、根本的な解決になりません。年次計画で市内をエリア指定し、電気柵の助成枠（予算）をワイヤーメッシュ柵を設置するための費用に充てる等、集落・地域ぐるみでのワイヤーメッシュ柵による進入防止対策への転換をお願いしたい。

続いて項目3、担い手の育成・支援について、農業者の高齢化、後継者不足が深刻さを増し、これまでと同様の施策では、担い手を確保することが困難な地域の発生も予測され、担い手の育成・確保は緊急かつ重要な課題であり、行政として思い切った対策が必要です。①法人化の推進、担い手の育成確保対策について、市内の大規模な担い手も、家族経営や、農家の集合体による経営も多く、いくらでも農地を引き受けられる状況ではなくなってきました。新たな担い手確保のため、ソフト面を含めた、法人設立への支援策や、農業法人を市外から誘致する等、担い手の育成、確保策を講じていただきたい。②小規模経営農家等多様な担い手に対する支援対策について、国が進める大規模化施策の一方で、小規模経営農家も集落での共同活動を支える重要な存在です。小規模ながらも、長期間の営農継続が可能と思われる意欲ある農家に対し、農業用施設や機械の導入、更新等を支援する助成制度を創設していただきたい。

次に項目4、農業生産基盤の整備について、市内の農地は、基盤整備事業の実施年度が早い地区を中心に、狭小区画や幅員の狭い農道、素掘りの土側溝が多数あり、農業者の労力負担が大きい状態にあります。また、農業機械の大型化により、このような条件の悪い圃場は、借り手が見つからず、農地利用の集積・集約化が思うように進まない状況にあり、早急な基盤整備事業の実施が必要です。①基盤整備対策の推進について、農地を相続した者が、地元に住ないケースが急増しており、地元で基盤整備事業の話が出て、自己負担割合の高さから協力を得られず、結果として事業を断念せざるを得ない状況にあります。農地の利用集積を進めるうえでも、基盤整備事業の実施は不可欠であり、農地中間管理機構関連農地整備事業等、所有者の費用負担のない形での事業実施に向け、国や県

へ働きかけるとともに、地元から事業実施の要望があった際は、土地改良区等と連携し、関係者の合意が得られるよう積極的な働きかけをお願いしたい。

次に項目5番、スマート農業の推進について、近年、ICTやドローン等を活用したスマート農業が注目されており、労働時間の短縮や農作業の効率化に効果を上げております。①スマート農業の推進と農業用ドローン導入への支援策、市において、ICTや農業用ドローン等を活用したスマート農業に関する情報の発信や、農業用ドローン技能認定のための講習費用、機器購入に対する支援策の検討等、スマート農業の推進に向けた積極的な取り組みをお願いしたい。

以上が、意見書の内容となります。なお、こちらの農地等最適化推進施策に関する意見書(案)ではありますが、本総会でご議決いただければ、11月16日火曜日に農業委員会会長及び会長職務代理人、農業振興委員長、同副委員長が市長と面談し、意見書を提出する予定となっております。補足説明は、以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)については、原案のとおり決せられました。

次に、議案第9号相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)についてを議題といたします。事務

局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案第9号相馬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)について、事務局よりご説明いたします。

この指針につきましては、農業委員会に関する法律第7条第1項の規定により、指針を定めることとされており、前回改選時の平成30年11月に策定をしております。その中で、改選期である3年ごとに検証・見直しを行うとなっております。今般、3年経過した時点での検証結果及び現状を踏まえて、令和6年に向けて、今後3年間の指針について見直しを行うものでございます。

去る9月10日に、農業振興委員会を開催し、内容について検討をいたしました。それを受けまして、10月12日の総会後に農業委員の皆さまへ内容を説明させていただいております。更には、指針を改定する場合は、農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定により、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないとされております。

去る10月22日に、農地利用最適化推進会議を開催し、推進委員の皆様に説明し、意見を頂戴しております。その中で、新規参入の促進について、親元就農・継承を除いてしまうのはいかがなものかという、意見がありましたが、農業委員会としての新規参入の位置付け、解釈としては、参入により新たな経営体が増える事を意味する旨を改めて説明し、最終的には原案のとおりで、意見なしとの回答をいただいております。

なお、本日の総会で議決がなされましたら、市のホームページで公開する予定となっております。

それでは、内容について説明させていただきます。先月の総会後に、委員の皆様に説明させていただいておりますので、本日はお手元に配布した、参考資料2の新旧対照表により、変更部分についてのみご説明いたします。

1 ページ目の第1、基本的な考え方の部分、目標年度を現行の「平成36年」から「令和6年」に改めるものでございます。

また、第2、具体的な目標と推進方法の部分で、改定時の現状、現状を受けての新たな目標を加えるもので、表に「改定時の現状、3,446ヘクタール、66ヘクタール、1.9パーセント」、「目標、3,401ヘクタール、51ヘクタール、1.5パーセント」と加えるものでございます。

2 ページ目の③非農地判断について、現行の「と同時に実施する
荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によってB分類（再生利用
困難）」の部分について、利用状況調査と1本化されたため、当該
部分を「再生利用困難な農地」に文言を改めるものでございます。

また、2 担い手への農地利用の集積・集約化の表について、現状
と新たな目標を加えるもので、表に「改定時の現状、3, 380ヘ
クタール、1, 319ヘクタール、39.0パーセント」、「目標、
3, 350ヘクタール、1, 509ヘクタール、45.0パーセン
ト」と加えるものでございます。

3 ページ目、①人・農地プランのタイトル、「作成・見直し」の
部分を「実質化の推進」に文言を改め、その文面についても、現行
の「農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、地
域における農業者等による協議の場を通じて、認定農業者等を地
域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地
域の資源に照らした、実現可能性のある人・農地プランの作成と見
直しに協力する。」を改正後「農業委員会は、認定農業者等を地域
の中心となる経営体と位置づけ、地域ごとの人と農地の問題を解
決するため、地域における農業者等による話し合いの場への出席
や、農地の効率的な利用に資する情報の提供等の協力を行う。」に
改めるものでございます。

また、③農地の利用調整と利用権設定について、現行「農地中間
管理機構による簡易な基盤整備事業」の文言を、改正後「面積要件
が緩和される農地中間管理機構関連農地整備事業」に改めるもの
でございます。

さらに、3 新規参入の促進について、現行「(親元就農も含む)」
を改正後「(親元就農・継承は除く)」に改めるものでございます。

続いて、4 ページ目の表ですが、改定時の現状、現状を受けての
新たな目標を加えるもので、表に「改定時の現状、2 経営体」、「目
標、5 経営体」と加えるものでございます。

②の企業参入の推進について、新たに「また、個人に限定した農
地の下限面積の引き下げ(別段の面積設定)について、法人への適
用を検討する。」の文言を加えるほか、「高齢化等により農地の遊休
化が深刻な地域については、農地の下限面積に別段の面積を設定
して新規参入を促進する。」の文言を削除するものでございます。

以上が、変更部分になります。議案書の33 ページには、変更後
の指針案の全文を記載してありますので、ご確認ください。

説明は、以上になります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号相馬市農業委員会
「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)につい
ては、原案のとおり決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した
ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご
異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第5回相馬市農業委員会総会を閉会といた
します。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 8番 三國 実加

議事録署名委員 9番 小島 良金